

### (納入物の著作権)

第 28 条 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）

は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、甲より乙へ当該個別契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲へ移転する。乙は納入物たる著作物につき著作権者人格権を行使しないものとする。なお、かかる乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

2. 甲は、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、自己の業務著作権法第 47 条の 3 に従って、本件ソフトウェアを自ら電子計算機で実行するために必要な限度で複製し、著作権法第 47 条の 6 第 1 項第 2 号に従って自ら電子計算機で実行するために必要な限度で翻案することができるものとする。

### (権利義務譲渡の禁止)

第 29 条 甲及び乙は、互いに相手方との事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

### (損害賠償)

第 30 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、直接かつ通常の損害に限り損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納品物の検収完了日から 12 ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 本契約及び個別契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行（契約不適合責任を含む）、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に基づいて締結された帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の合計金額を限度とする。
3. 前二項の責任限定は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。

### (解 除)

第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失により重大な損害を生じさせた又は背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合

コメントの追加 [I1]: 「汎用的に利用が可能なプログラム」の著作権がベンダ側に留保されると、将来の利用に制限を生ずるおそれがあります。

他の部分と区別せずに譲渡とするか、少なくとも共有とすべきです。

コメントの追加 [I2]: 著作権法上の利用権のみでは、後の大規模改修等に支障を生ずるおそれがあります。

広く「自己の業務に必要な限度」の許諾を得ておくべきです。

コメントの追加 [I3]: 相手方による権利移転が容易になり、不測の不利益を被るおそれがあります。

公平の観点からも、対等条項とすべきです。

コメントの追加 [I4]: この部分とただし書の 12 ヶ月内の請求は、いずれも責任限定です。交渉により、いずれかは外すことが望ましいです。

コメントの追加 [I5]: 損害賠償額の上限設定を容認するとしても、個別契約単位では、過少になります。

個別契約全体での合計額によるべきです。

コメントの追加 [I6]: 損害等に結びつかない「重大な過失」があっただけで無催告解除まで可能とするのは、行き過ぎです。